

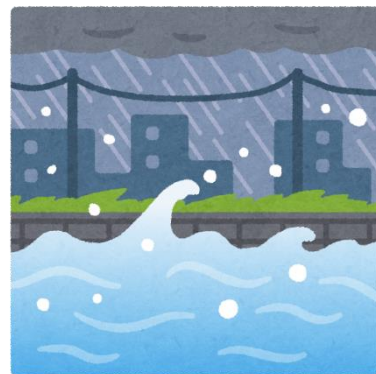
過去の災害を学ぶ

以前の6月にあった事件から注意すべきことを学びましょう。

平成 29(2017)年6月30日～7月10日 梅雨前線及び台風第3号による大雨と暴風

梅雨前線が、6月30日から7月4日にかけて北陸地方や東北地方に停滞し、その後ゆっくり南下して、7月5日から10日にかけては朝鮮半島付近から西日本に停滞した。また、7月2日9時に沖縄の南で発生した台風第3号は、東シナ海を北上し、7月4日8時頃に長崎市に上陸した後東に進み、5日9時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

この梅雨前線や台風第3号の影響により、西日本から東日本を中心に局地的に猛烈な雨が降り、大雨となった。また、7月5日から6日にかけて、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖



かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響等により、線状降水帯が形成・維持され、同じ場所に猛烈な雨を継続して降らせたことから、九州北部地方で記録的な大雨となった。

九州北部地方では、7月5日から6日までの総降水量が多いところで500ミリを超え、7月の月降水量平年値を超える大雨となったところがあった。福岡県朝倉市や大分県日田市等で24時間降水量の値が観測史上1位の値を更新するなど、これまでの観測記録を更新する大雨となった。

なお、平成29年7月5日から6日に九州北部地方で発生した豪雨について、「平成29年7月九州北部豪雨」と名称が定められました。被害は死者39名、行方不明者4名、負傷者35名、住家全壊309棟、半壊 1、103棟、一部破損94棟、床上浸水202棟、床下浸水1、706棟などがあります。

発生時の対処の仕方・・・

防災気象情報の変更



防災気象情報は、2026年5月29日から大幅に刷新され、5段階の警戒レベルを情報名に冠する新しい運用が開始されました。これまでは情報の名称が複雑で、どのレベルで避難すべきか分かりにくいという課題がありました。今回の全面的な見直しにより、自治体が発令する避難情報（避難指示など）と防災気象情報が直感的に結びつくよう、以下の通り変更されました。

4つの災害に特化して「レベル」を統一見直しの対象となったのは、「大雨」「河川氾濫」「土砂災害」

「高潮」の4つの災害です。これらはすべて、情報名に「レベル〇」という数字を付けて発表されます。

5段階の警戒レベルと防災気象情報

気象状況	気象庁等の情報	市町村の対応	住民がとるべき行動	警戒レベル
災害の切迫・発生	河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮 レベル5特別警報	キキクル 災害切迫	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない 命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。 ・いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	5
<警戒レベル4までに必ず避難！>				
2時間～0時間程度前	レベル4危険警報	危険	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置) 危険な場所から全員避難 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	4
数時間～3時間程度前	レベル3警報	警戒	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制) 危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	3
半日～数時間前	レベル2注意報	注意	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置) 自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	2
数日～約1日前	早期注意情報 (警報級の可能性)		災害への心構えを高める ・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	1

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

★警戒レベル4
はかならず避難！



警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 ※1
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難 ※2
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	レベル2 大雨・土砂災害・氾濫・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

★今回の見直しの重要ポイント

○レベル4「危険警報」の新設

これまでバラバラだったレベル4相当の情報を「危険警報」という名称に統一しました。紫色の「レベル4 危険警報」が発表されたら、自治体の避難指示を待たずとも全員避難を完了すべきタイミングとなります。

○「河川氾濫」情報の強化

これまでなかった河川ごとの「レベル 5 氾濫特別警報」などが新設され、洪水の危険度がよりダイレクトに伝わるようになりました。

○気象情報の2分類化

これまで「大雨に関する気象情報」などとして発表されていたものは、線状降水帯などを速報する「気象防災速報」と、全体を網羅的に解説する「気象解説情報」の2つに整理されました。

★防備【備え】

気象情報を把握することは、自然災害から命と財産を守り、被害を最小限に抑えるために最も重要です。災害リスクの把握と被害の軽減に向け、状況に合った対策を検討するために以下のような情報を整理しておきましょう。

自宅や職場がある地域のハザードマップの確認や状況避難が必要になった際の具体的な避難ルート防災情報をいち早く受け取るための情報収集ツール(防災アプリや自治体のメール配信など)を把握しておくことが大切です。

今月の取り組み

6月の安全に関する取り組みを紹介します。

★6月2日(火)・4日(木) 登校指導

6月の登校指導です。今月の登校指導は2日・4日の二日間実施しました。

雨の季節に入り、雨具をもつての(傘をさしての)登校も多くなりました。傘をさすと周囲の視界も狭くなり、危険を察知するのも遅れてしまうこともあります。そのような事がないようにきちんとした登校姿勢が必要です。路側帯からはみ出さない、人とすれ違う時の配慮などを気を付けていきましょう。

今月は、3年生の保護者の皆様が一声運動(あいさつ運動)に参加していただきました。生徒たちの朝の登校がどのような感じかを見いかくとともに、保護者も見守っていることを感じてもらい、あいさつを交わすことで生徒たちの良き心の交流が図れると良いなと思っています。



★6月26日(金) 集団下校訓練

災害発生時集団下校とは、地震、大雨、台風などの災害や不審者情報などの緊急時に、児童・生徒が単独で下校する危険を避けるため、居住地域や通学路ごとにグループを組み、教職員の引率や見守りのもとで一緒に帰宅する措置のことです。3中では地区を7地区設定し、地区内を細かく分け27の地区班に分け実施しています。

今回は天候不順のため行動訓練は行いませんでしたが、避難移動時の注意点などを確認し、いざという時に備えています。集団下校がおこることがないのが一番です。



安全指導

6月の安全指導を振り返ります。

★6月22日(月) 安全指導

今月の安全指導は、校内に不審者が入り込んだ時の対応についてのお話がありました。

以前、立川の学校で不審者が校内に入り込み、それに対応した教職員がケガを負うという事件がありました。このような件はどこ場面でも起こりうることです。そしていざという時にどのような対応を、行動をとればよいのかを緊急放送の内容を示し、具体的な説明がありました。10月19日の避難訓練では不審者対応訓練が行われます。その時は実際の行動をおこなうことになります。しっかりと覚え、自分の身を守る力を身に付けていきましょう。



安全を考える

心の健康を保つために……

自身が犯罪に巻き込まれてしまった場合どうするか……

犯罪は予想外の所で起きてしまいます。犯罪や事件に巻き込まれた被害者は、突然の暴力や喪失により、強い恐怖や不安、怒り、さらには「自分が悪かったのではないか」という自責感など、極めて激しい精神的ショックを経験します。そして以下のことに陥りやすくなります。



○主な心理的・身体的反応フラッシュバック・悪夢 つらい記憶や事件の場面が突然鮮明によみがえり、パニックや恐怖に襲われる。

○感情の麻痺 ショックが大きすぎると、感情が麻痺したり現実感がなくなったりする。不眠や体調不良：強い緊張から不眠、悪夢、動悸、食欲不振、頭痛などを引き起こす。

○自責感 周囲の目や、「自分が隙を見せたからだ」といった根拠のない自分への罪悪感を抱え込む。

○孤立と人間不信 周囲の人々の無理解な言動や心ない噂話によって傷つき、誰にも信用できなくなる。直面する二次的な課題心身の傷に加えて、刑事手続き(警察の捜査や裁判)における負担や、生活環境の激変・経済的困窮などにより「何をどうしていいのか分からない」という状態に陥りやすくなる。

このような反応は「異常」ではなく、誰にでも起こる正常な反応ですが、一人で抱え込まずに専門的なサポートを受けることが大切です。

★**警察の窓口**→最寄りの警察署や交番、または性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートン)」(性犯罪被害の場合)を利用できます。

★**専門的な相談窓口法テラス**→ 犯罪被害者支援の専用ダイヤル(0120-079714)が設けられており、適切な手続や弁護士費用の援助などの情報を提供しています。

★**警視庁のサポート**→警視庁「被害にあったら」のページでは、カウンセリング費用や診断書作成料の一部公費支出などの支援情報がまとめられています。

★**社会的な支援地方自治体**→各自治体に犯罪被害者向けの「総合的対応窓口」が設置されており、転居のサポートや見舞金の支給などを受けられる場合があります。